

# お知らせ なんたん

新南丹市  
電話 0771-68-0001

第6号(3の3)平成18年4月14日発行

## 4月30日は南丹市長選挙の投票日です

投票できる方は、日本国民で昭和61年5月1日以前に生まれた方であり、引き続き南丹市の区域内に3ヶ月以上住所を有する方（平成18年1月22日以前に住民登録された方）です。

投票時間は午前7時から午後8時まで、各区域の投票所は下記のとおりです。  
※美山町の一部の投票所（下表をご覧ください）では、投票時間を繰上げて閉鎖しますので、ご注意願います。

※投票所入場券は4月24日頃に送付します。投票所入場券は密閉式の葉書サイズで、中に4人分までの入場券が入っています。表・裏面を開けて、それぞれ各人のものを切り離して投票所に持参してください。

### ◀期日前投票（不在者投票）について▶

仕事、用事、旅行、病気、出産などのため、投票日の当日、投票所に行けないと見込まれる方のために、投票日の前でも投票ができます。

（期日前投票）

期 間 4月24日から4月29日まで  
時 間 午前8時30分から午後8時まで  
場 所 南丹市各支所

次の不在者投票の対象となる方以外は、投票用紙を封筒に入れて署名するといった手続きがなく投票しやすくなっています。

（不在者投票）

- ① 仕事先・旅行先などの選挙人名簿登録地以外の市区町村で行う投票
- ② 病院、老人ホーム等の施設で行う投票
- ③ 選挙期日（投票日）当日までに満20歳を迎えるが、投票を行おうとする日現在、まだ20歳に到達しない場合等

### ◀郵便による不在者投票について▶

身体障害者手帳などをお持ちで一定の障害のある方については、郵便を利用して在宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。この制度を利用するには、事前に手続きをして「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月26日までに投票用紙等の請求をしなければならぬため早めの手続きが必要となります。

すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方には、もう一度証明書を確認いただき有効期限が切れていないか確認をお願いします。有効期限が切れていましたら再度申請願います。

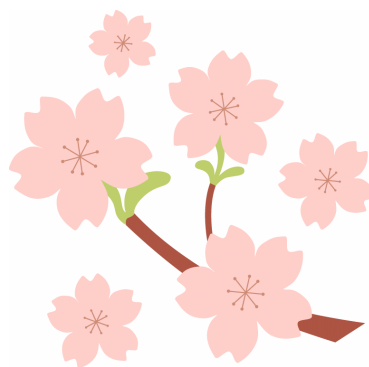
- ◎ 障害の程度 両下肢、体幹、移動障害、心臓、じん臓、呼吸器など
- ◎ 手帳の等級 障害の種類により1級から3級まで
- ◎ 介護保険認定者 「要介護度5」の方

障害の種類（上肢又は視覚）により代理投票制度があります。該当される方は「代理記載者」の届出が必要です。

新投票区	投票所施設	投票終了時間
第48投票区	北集落センター	午後7時00分
第49投票区	知井振興センター	午後7時00分
第50投票区	知見公民館	午後6時00分
第51投票区	江和集落センター	午後6時00分
第52投票区	田歌集落センター	午後6時00分
第53投票区	芦生公民館	午後6時00分
第54投票区	佐々里公民館	午後6時00分
第55投票区	内久保公民館	午後8時00分
第56投票区	保健センター	午後8時00分
第57投票区	下平屋集落センター	午後8時00分
第58投票区	板橋公民館	午後8時00分
第59投票区	宮脇公民館	午後8時00分
第60投票区	南丹市役所美山支所	午後8時00分
第61投票区	高野公民館	午後8時00分
第62投票区	林業者等健康管理センター	午後7時00分
第63投票区	豊郷公民館	午後6時00分
第64投票区	盛郷公民館	午後7時00分
第65投票区	福居公民館	午後6時00分
第66投票区	大野地域総合サービスセンター	午後8時00分
第67投票区	岩江戸担い手センター	午後8時00分
第68投票区	小淵集落農事集会所	午後7時00分

◇ 問合せ 南丹市選挙管理委員会 (☎68-0002)

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わります



介護保険法改正及び「第3期南丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」により、南丹市の平成18年度の65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料が変わりますのでお知らせいたします。

介護保険料は、年金や給料、事業所得等すべての前年度収入額に応じて違いますので、平成18年度介護保険料決定通知については6月中旬に各個人宛に送付いたします。

### ◆所得段階に応じた保険料の額（美山支所管内）

段階	対象となる方	保険料率	平成18年度の介護保険料(年額)
1	生活保護受給者及び、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.30	15,100円
2	住民税非課税世帯で本人の年収が80万円以下の方等	基準額×0.50	25,200円
3	住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	37,900円
4	住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税	基準額	50,500円
5	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	63,200円
6	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満	基準額×1.50	75,800円
7	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上	基準額×1.75	88,500円

※1) 保険料は65歳になる月（1日が誕生日の人は65歳になる日の前月）または、転入された月から計算され、翌月の初旬から納入通知書及び納付書を送付します。

※2) 保険料額は納期ごとにおいて分割されますが（特別徴収の方は6期、普通徴収の方は10期）、その際に100円未満の端数がある場合は、最初の納期に合算されます。

※3) 地方税法の改正を受けて介護保険料の段階が極端に上がる方については、激変緩和措置として上記の金額から多少変更する場合があります。

※4) 南丹市では合併経過措置として、平成20年度までは旧町単位で介護保険料額を設定していますのでご了承ください。

◇ 問合せ 健康課介護保険係 (☎68-0006)

